

学校選択制度のQ & A

希望校の選択について

Q 1 通学区域の学校に入学したいのですが、どうすればいいですか？

- 通学区域内の学校には全員入学することができます。
- 選択希望票に、通学区域の学校を選択する旨を記入して、締切日までに必ずご提出ください。

Q 2 通学区域外からの受入れ可能人数は決まっていますか？

- 学校施設の状況や現在の生徒数、通学区域内の新中学1年生の人数などを考慮し、受入れできる人数を決定しています。15ページの「受入れ可能人数と当選者数」をご確認ください。

Q 3 学校選択制度を利用して通学区域外の学校を選択し、希望票を締切日までに提出すれば、希望どおりの学校に入学できますか？

- 通学区域外からの選択希望者数が当選者数を上回った学校は、抽選を実施します。そのため、通学区域外の中学校を希望しても入学できないことがあります。

学校選択制度について

Q 4 学校選択制度で区内のどの学校でも選べるようになったのに、通学区域があるのはなぜですか？

- 法令により、教育委員会は就学予定者の就学すべき学校を指定するとされています。練馬区では、「練馬区立学校通学区域に関する規則」により各学校の通学区域を決めています。
- 学校選択制度は、従来の通学区域制度の特例として導入された制度であり、通学区域制度を廃止したものではありません。したがって、学校選択制度導入後においても、学校ごとに通学区域を定めています。

Q 5 学校選択の際、注意することはどのようなことですか？

- 区立学校では教員等の人事異動により、部活動の内容に変更が生じたり、継続できなくなったりする場合があります。令和7年度に存在する部活動が、必ずしも来年度以降も存続するとは限りません。予めご了承ください。
- 通学手段は徒歩または公共交通機関（電車・バス）です。自転車の使用や車での送迎はできません。学校を決める前に、通学時間や経路をお子様と一緒に確認してください。
- 学校を選択することができるのは、新入学時の1度だけです。いつでも学校を転校できるわけではありません。3年間という長い学校生活の期間を考慮し、学校公開、学校説明会等を活用して、お子様と共に慎重に検討してください。

抽選について

Q 6 抽選について教えてください。

- 通学区域外からの選択希望者数が、当選者数を上回った学校は、12月上旬に公開抽選を行います。抽選は通学区域外から当該校を希望した方のみを対象として行います。また、抽選対象の方には個別に抽選のお知らせを送付します。
- 抽選結果は、抽選当日の夜、区ホームページに掲載する予定です。また、抽選対象の方には抽選結果を通知しますので、公開抽選に必ずしも出席する必要はありません。なお、抽選結果について、電話でお問合せいただいてもお答えできません。
- 双子など、新1年生同士の兄弟姉妹で同一校を希望する場合は、1組として扱います。
- **希望校に来年度兄姉が在籍している児童は、予め抽選から除いて当選といたします。**

Q 7 個別の事情は配慮されないのですか？

- 学校選択制度では、個別の事情についての申出に関して配慮することができません。
- 特別な事情があり、どうしても通学区域内の学校（指定校）に入学できない場合には、1月上旬に入学通知書を受け取った後、1月21日（水）までに、通学区域外からの通学申請（「指定校変更申請」といいます。）を行うことができます。

「指定校変更申請」は特別な事情がある方が指定校の変更を申請する制度です（指定校変更の承認基準は区ホームページで公開しています）。承認基準に該当しない方や、該当しても学級編制や学校施設の規模などにより学校運営に支障をきたす場合には、指定校の変更は認められません。申請をすれば必ず認められるものでない事をご理解ください。

Q 8 選択希望票の集計結果と抽選実施校は、いつごろ分かるのでしょうか？

- 選択希望票の集計結果と抽選実施校は、11月中旬に公表します。区立小学校に在籍している児童の保護者には児童を通じて、区立以外の小学校に在籍している児童の保護者には郵送にて案内を配布します。また、集計結果と抽選実施校は、区ホームページにも掲載を予定しています。

Q 9 選択希望票を提出しましたが、取下げをするにはどうしたらいいですか？

- 選択希望票の集計結果を11月中旬に公表します。その後、一週間程度の期間を設け、希望の取下げ申請を受け付けます。希望を取下げた場合の入学指定校は、通学区域内の学校になります。
- 取下げ期間や方法等については、別途お送りする希望票の集計結果のお知らせをご覧ください。

抽選の結果について

Q10 当選した場合、抽選後の手続きはどのようになりますか？

- 1月上旬に、希望した学校の「入学通知書」を送付いたします。

Q11 抽選に当選しなかった場合はどうなりますか？

- 1月上旬に、通学区域内の学校の「入学通知書」を送付いたします。

☆「入学通知書」は、入学式当日に学校に提出いただく大切な書類です。入学まで保管し、必ず中学校に提出してください。

転入・転出・転居について

Q12 選択希望票提出前に練馬区内で転居した場合、希望票の書き方はどうなりますか？

- 令和7年10月1日までに転居した場合
「転居後の通学区域の学校」が印字された選択希望票をお届けします。転居後の通学区域の学校またはその他の希望する学校を記入してください。10月1日直前の転居の場合はお届けが遅くなる場合があります。
- 令和7年10月2日から16日（希望票提出締切日）までの間に転居した場合
「転居前の通学区域の学校」と「転居後の通学区域の学校」どちらも通学区域の学校とみなします。選択希望票の②の2を選択し、転居前・後の通学区域の学校、またはその他の希望する学校のいずれか1つを記入してください。

Q13 選択希望票提出締切り後に練馬区内で転居した場合、入学する学校はどうなりますか？

- 区民事務所で転居の手続きをしていただく際に、選択希望票に記入していただいた学校に通学するか、転居後の通学区域の学校に通学するかを所定の用紙に記入していただきます。

Q14 練馬区外から転入した場合、入学する学校を選ぶことはできますか？

- 令和7年10月2日以降に練馬区に転入し、希望票の提出締切日（令和7年10月16日）までに練馬区教育委員会（学務課学事係）に選択希望票を提出した方は、学校選択制度の対象者と同様に取扱います。10月16日直前に転入される方は郵送が間に合いませんので、学務課まで直接、希望票を受取りにお越しください。
- 希望票の提出締切後（令和7年10月17日以降）に練馬区に転入した場合、学校選択制度の対象にはなりませんが、転入した時点で通学区域外からの受入れ可能人数に余裕のある学校の中から、指定校変更申請により選択できる場合があります。通学区域の学校以外の学校への入学を希望する場合は、まず学務課学事係にお問合せください。必ずしも希望どおりの学校に入学できるとは限りません（通学区域の指定校には、人数に関係なく入学できます）。

Q15 練馬区外に転出する場合、入学する学校はどうなりますか？

- 練馬区外に転出する場合は、転出先の住所地の学校に入学することになります。
- 転出が確定している方は、その旨を選択希望票に記入して提出してください。

ご注意ください！（入学後のお引っ越しについて）

- お引っ越しをする場合は、必ず事前に担任の先生に連絡してください。
- お引っ越し先が通学している区立中学校の通学区域外で、引き続き同じ中学校への通学を希望する場合は、継続通学の手続きが必要です。
- 継続通学のお手続きをする際には、必ず学務課学事係にご相談ください。学校と協議して継続通学の可否を審査いたします。なお、継続通学は必ずしも認められるとは限りませんので、ご注意ください。また、入学後、概ね1ヵ月以内の転居の場合は、転校の対応を取らせていただく場合がございます。

その他

Q16 2月の入学説明会の案内は、中学校から届きますか？

- 通学区の区立小学校から通学区の区立中学校に進学する方には、小学校を通じて、入学説明会の案内を配布します。
- 上記以外の方には、区立中学校からの連絡等はありません。8ページの「練馬区立中学校 学校公開・公開行事・学校説明会・入学説明会日程」や、各中学校のホームページを参考に、入学予定の区立中学校に説明会の日時をご確認のうえ、参加してください。

Q17 国立・都立・私立中学校を受験する予定です。希望票はどうしたらいいですか？

- 国立・都立・私立の中学校（練馬区立以外の中学校）への進学を予定している場合でも、選択希望票は必ず提出してください。
- 内部進学等で入学が確定している方以外は、国立・都立・私立の中学校（練馬区立以外の中学校）への進学がなくなり、練馬区立の中学校に入学する場合を仮定して、ご記入ください。

Q18 国立・都立・私立中学校に入学が決まりました。何か必要な手続きはありますか？

- 法令により、生徒が区立中学校以外に入学する場合は、教育委員会に届け出なければなりません。
- 練馬区立中学校以外への進学が決まった方は、次のとおり教育委員会へ、速やかに届け出てください。

<届出方法>

● 電子申請の場合

「入学を証明する書類※」をご準備の上、右記のQRコードから申請ページにアクセスしてください。



● 書面申請の場合

提出物 「国立・都立・私立学校入学・在学届」… 区HPから様式をダウンロードできます
「入学を証明する書類※」… 入学する学校から発行されます

提出方法 区民事務所・練馬区教育委員会学務課学事係のいずれかへご持参または下記へ郵送

郵送先 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区教育委員会事務局 学務課学事係 中学校担当

※入学を証明する書類について

- ・「入学承諾書」、「入学許可書」等、入学を許可されたことを証明する書類の原本を提出ください。「合格通知」や「内定通知」は、入学証明書類にはなりません。
- ・入学までに練馬区外へ引越しをする予定の方は、コピーで結構です。
- ・電子申請された場合、添付いただいた「入学承諾書」、「入学許可書」等について、学務課学事係からお問合せさせていただくことがありますので、原本を大切に保管してください。

Q19 特別な事情があり、通学区域の学校に行けない場合はどうしたらいいですか？

- 入学通知書を受け取った後、通学区域内の学校に入学できないやむを得ない特別な事情がある場合には、学級編制や学校運営の状況に支障のない範囲内であれば、通学区域外の学校に指定校を変更できる場合があります。
- 指定校変更申請をする場合は、1月上旬に入学通知書を受け取った後、1月21日（水）までに、教育委員会事務局学務課学事係（☎03-5984-5659）にご申請ください。詳しくは、電話にてお問合せください。
- 指定校変更申請は、申請をすれば必ずしも認められるものではありません。学級編制や学校施設の状況など、学校運営に支障をきたす可能性がある場合には、特別な事情があったとしても、指定校の変更は認められません。
- 通学区域外からの生徒の受入れ人数を制限している学校や抽選を実施した学校への指定校変更の申請をする場合は、その他の中学校へ申請する場合と比べ、承認するケースは稀になります。予めご了承ください。
- 入学予定者数に基づき、学級編制の状況や学校運営への影響を、学校と協議しながら審査します。指定校変更申請の結果通知は2月下旬頃です。入学準備期間が短くなりますので、ご了承ください。
- 指定校変更申請に関する承認基準や手続きについては、区ホームページで公表しています。区ホームページにある検索欄にて「指定校変更」と検索ください。

Q20 学校選択に迷った場合、どのようなことから始めたらいいですか？

- まずは、通学区域の学校について、本冊子の各学校のページをご覧ください、中学校生活のイメージをつかんでみましょう。
- 次に、気になる学校の学校公開等に参加し、それぞれの学校の特色も確認してみましょう。学校公開の日程については、各中学校のホームページでご確認ください。ただし、通学区域外の学校を選択する際は、通学時間や通学経路について無理のないよう考慮して選択してください。

Q21 選択希望票はどのようなものですか？

- お名前やご住所、通学区域の学校等が印字された三つ折りの用紙です。22ページの記載例をご参照ください。
- 通学区域の学校を希望する場合や、練馬区立中学校以外の学校へ進学予定の場合も選択希望票の提出は必要です。中学校の就学事務にあたり重要な資料となりますので、ご協力をお願いします。

【お問合せ】 学務課 学事係 電話：03-5984-5659（直通）
受付時間：8：30～17：15